

第9回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時：令和3年1月21日(木)
午前9時30分から10時30分まで
場 所：横浜市役所18階共用会議室
なみき18・19

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 令和2年度上半期の件数等について 【資料3】
- (3) 個別事案について 【資料4】

3 閉会

【資 料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2-① 条例（一部抜粋）
- 資料2-② 審議会運営要綱
- 資料3 令和2年度上半期の件数等について
- 資料4 個別事案の状況について

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
いけだ せいじ 池田 誠司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学学長補佐・法学部教授
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
まつざわ ひでお 松澤 秀夫	横浜市町内会連合会
みねまつ まさこ 峰松 雅子	横浜市民生委員児童委員協議会

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>たなか ひろあき</small> 田中 博章
	地域福祉保健部長	<small>きりゆう てつお</small> 霧生 哲央
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>ひだち え</small> 飛田 千絵
	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	<small>えはら けん</small> 江原 顕
資源循環局	局長	<small>かなざわ さだゆき</small> 金澤 貞幸
	家庭系対策部長	<small>かねたか りゅういち</small> 金高 隆一
	業務課長	<small>たちばな ちえ</small> 立花 千恵

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（一部抜粋）

第 5 章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

（横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会）

第 13 条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。

(1) 第 8 条第 1 項の規定による命令及び第 9 条第 1 項の規定による代執行に関すること。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 14 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 16 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長への委任）

第 17 条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）（平成28年9月26日横浜市条例第45号）第13条に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。

2 審議会の傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で5人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(会議の非公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により審議会の非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により審議会の非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 審議会の非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

<当審議会に審議・検討をお願いしたい主な事項>

- 本市が命令・代執行を行うことが避けられないと判断した場合の意見
(条例に基づく調査審議、答申)
- 本市が進めるごみ屋敷対策に対する第三者的立場からの評価
- それぞれの専門的立場・視点に基づく助言
- 排出支援の際の処理費用の減免について、第三者的立場からの事後の
確認・意見
- その他市長が必要と認める事項

1 令和2年度上半期 各区の「ごみ屋敷」の件数について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

市・区	判定	前年度からの 継続件数 (①)		上半期新規把握 (②)		①+② 計	上半期解消件数		10月1日現在 継続件数	
		件数	小計	件数	小計		件数	小計	件数	小計
横浜市	A	16	52	0	8	60	1	5	17	55
	Ba	36		8			4		38	
鶴見区	A	1	5	0	1	6	0	0	1	6
	Ba	4		1			0		5	
神奈川	A	1	4	0	1	5	1	2	0	3
	Ba	3		1			1		3	
西	A	2	3	0	0	3	0	0	2	3
	Ba	1		0			0		1	
中	A	0	7	0	0	7	0	0	0	7
	Ba	7		0			0		7	
南	A	4	5	0	0	5	0	0	4	5
	Ba	1		0			0		1	
港南	A	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	Ba	0		1			0		1	
保土ヶ谷	A	1	2	0	0	2	0	0	1	2
	Ba	1		0			0		1	
旭	A	2	5	0	0	5	0	1	2	4
	Ba	3		0			1		2	
磯子	A	0	2	0	1	3	0	0	1	3
	Ba	2		1			0		2	
金沢	A	2	8	0	1	9	0	1	2	8
	Ba	6		1			1		6	
港北	A	1	3	0	2	5	0	0	2	5
	Ba	2		2			0		3	
緑	A	1	1	0	1	2	0	0	1	2
	Ba	0		1			0		1	
青葉	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Ba	0		0			0		0	
都筑	A	0	1	0	0	1	0	0	0	1
	Ba	1		0			0		1	
戸塚	A	1	3	0	0	3	0	0	1	3
	Ba	2		0			0		2	
栄	A	0	3	0	0	3	0	1	0	2
	Ba	3		0			1		2	
泉	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Ba	0		0			0		0	
瀬谷	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Ba	0		0			0		0	

1 解消理由について

区名	近隣への影響が 解消した件数	解消理由	
		6条3項による 排出支援	本人・親族による 撤去等
全市合計	5	1	4

【区ごとの詳細】

鶴見	0	0	0
神奈川	2	0	2
西	0	0	0
中	0	0	0
南	0	0	0
港南	0	0	0
保土ヶ谷	0	0	0
旭	1	0	1
磯子	0	0	0
金沢	1	0	1
港北	0	0	0
緑	0	0	0
青葉	0	0	0
都筑	0	0	0
戸塚	0	0	0
栄	1	1	0
泉	0	0	0
瀬谷	0	0	0

2 排出支援により解消した1件の一般廃棄物処理手数料の減免状況について

一般廃棄物処理手数料の減免は0件でした。

令和2年度上半期までのいわゆる「ごみ屋敷」の状況

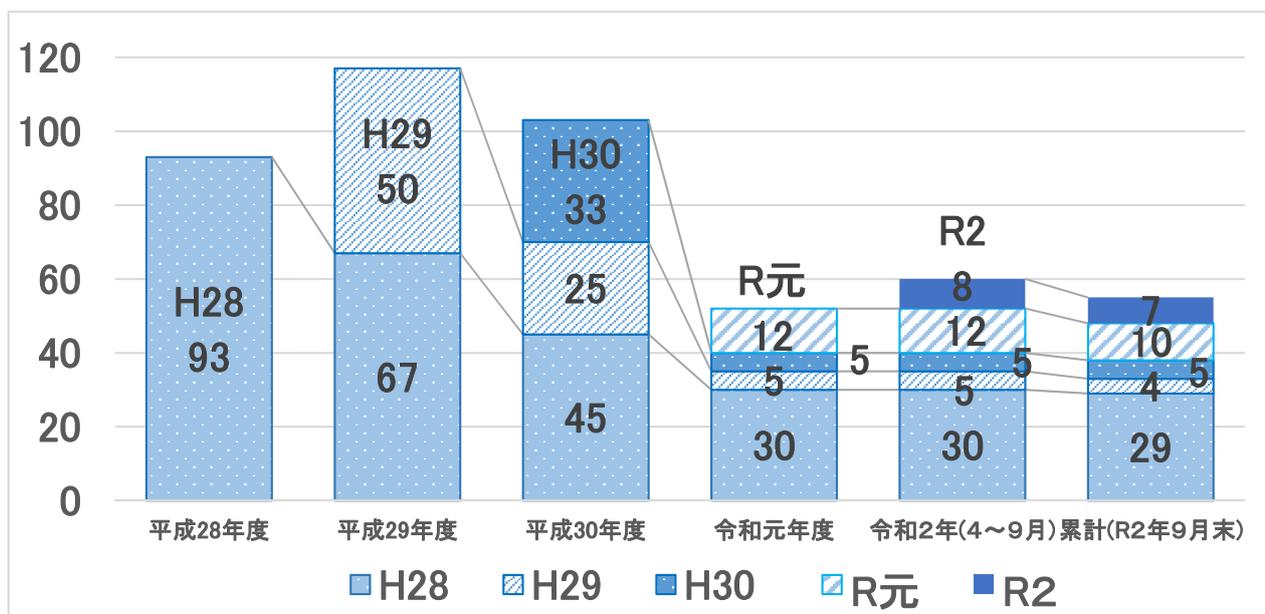
1 平成28年度から令和2年9月末までのいわゆる「ごみ屋敷」件数

平成28年度の条例施行から令和元年度上半期(令和2年4月1日から9月30日まで)に把握した、いわゆる「ごみ屋敷」件数推移、主な堆積者の年齢や性別等の内訳をグラフにまとめた。

(1) 年度別把握・解消件数一覧

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度 4～9月	累計 (R2年9月末)
前年度継続件数	—	67件	70件	63件	52件	—
新規把握件数	93件	50件	33件	26件	8件	210件
解消件数	26件	47件	40件	37件	5件	155件
(排出支援による解消)	(8件)	(20件)	(27件)	(15件)	(1件)	(71件)
未解消件数	67件	70件	63件	52件	55件	55件

(2) 年度別件数の推移(グラフ)

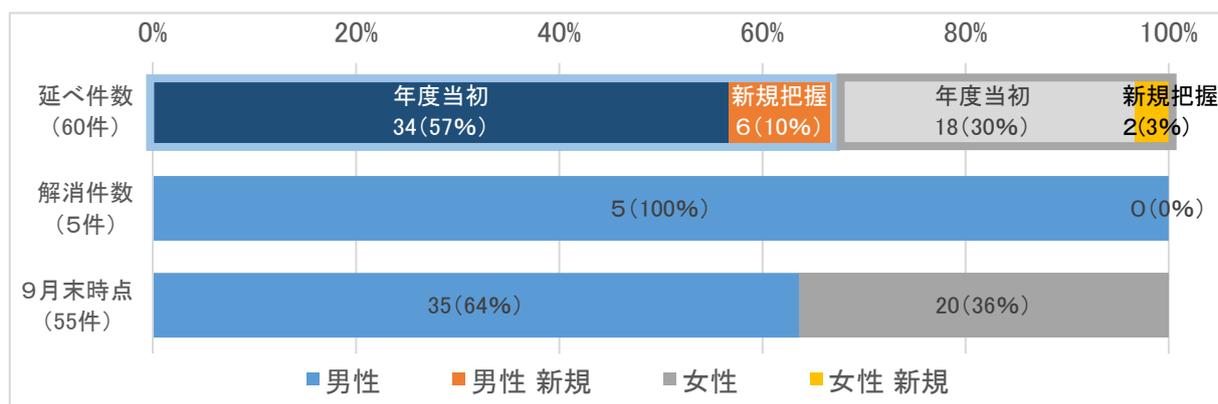


2 令和元年度上半期件数の内訳

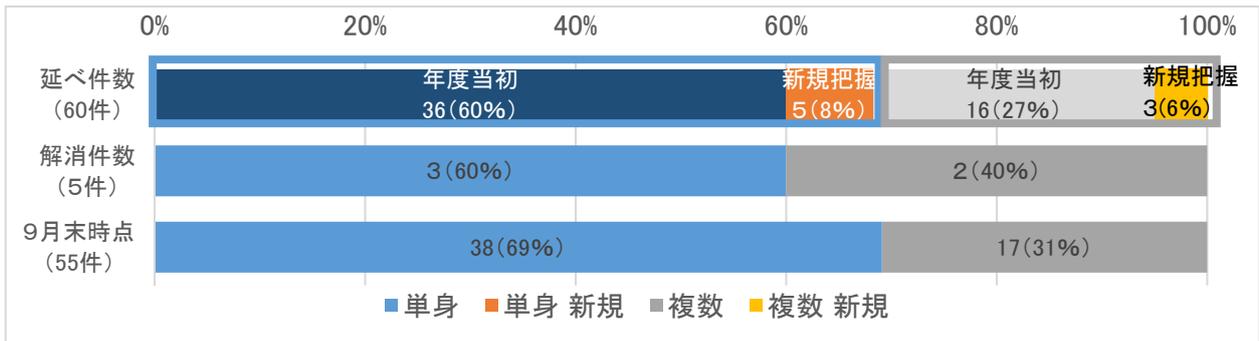
(1) 主な堆積者の性別

複数世帯の事例は、主な堆積者について集計した。

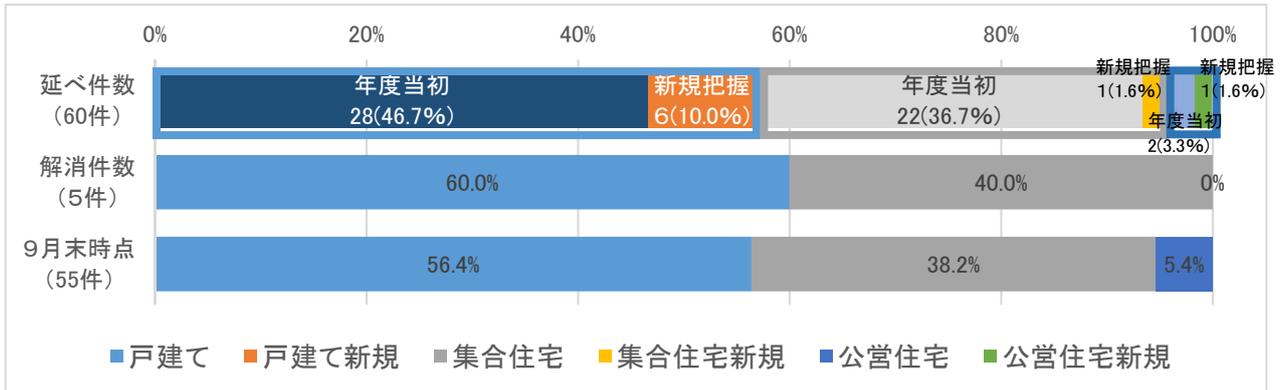
- ・ 延べ件数：年度当初と新規把握件数の合計
- ・ 解消件数：令和2年4月1日から9月30日までの件数



(2) 世帯状況



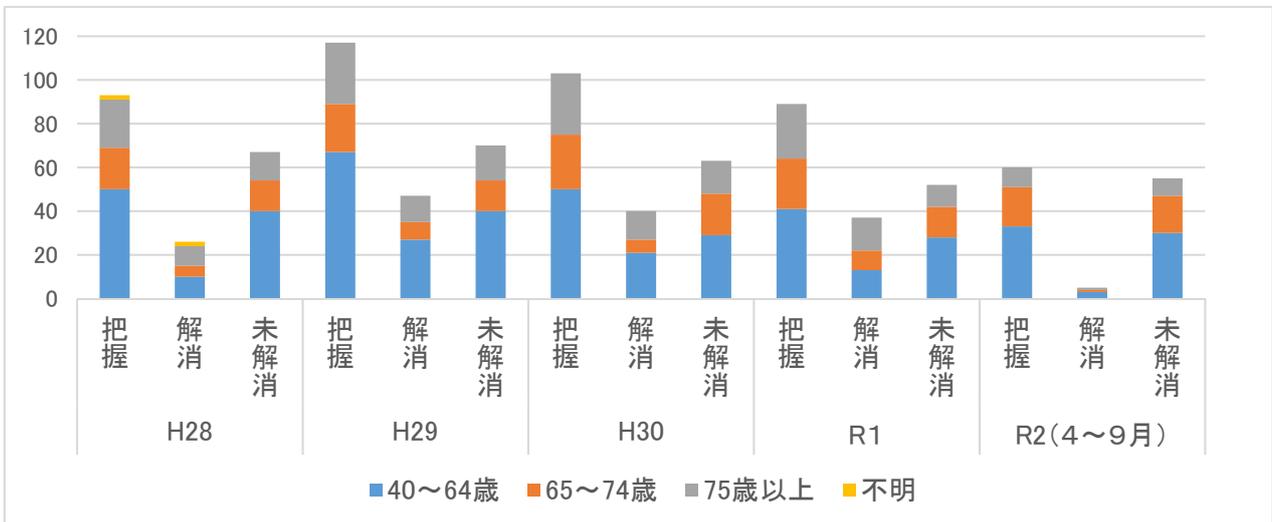
(3) 家屋の状況



3 その他

平成 28 年度から令和 2 年度上半期(令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで)までの把握、解消、未解消件数について主な堆積者を年代別にまとめた。

※複数世帯の事例は、主な堆積者について集計した。



年度	H28			H29			H30			R1			R2 (4~9月)		
	把握	解消	未解消	把握	解消	未解消	把握	解消	未解消	把握	解消	未解消	把握	解消	未解消
40~64歳	50	10	40	67	27	40	50	21	29	41	13	28	33	3	30
65~74歳	19	5	14	22	8	14	25	6	19	23	9	15	18	1	17
75歳以上	22	9	13	28	12	16	28	13	15	25	15	9	9	1	8
不明	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	93	26	67	117	47	70	103	40	63	89	37	52	60	5	55

解消のしやすさに年代別の傾向はみられない。